

「表現の不自由展・その後」にかかる経緯

日付 (*愛知県の 検証委員会 資料より)	主な出来事	平和 の少 女像	時代 の 肖像	遠近 を抱 えて Part II
H30.5.10*	キュレーター会議において、芸術監督が「 <u>表現の不自由展</u> 」を企画に入れることについて提案する。			
H30.6.10*	芸術監督が永田浩三氏に連絡を取る。			
H30.8.23*	キュレーター会議において、芸術監督が再度「不自由展」についてプレゼンし、芸術監督から永田氏へ声かけをすることを決める。			
H31.1.11*	永田氏から芸術監督へ、岡本氏を紹介するとの連絡が入る。			
H31.1.17*	芸術監督が、キュレーター会議において、「極力(不自由展実行委員会が行う)キュレーションに介入しないようにしたい」と発言する。			
H31.2.4*	芸術監督と岡本氏で初めて打合せを行う。			
H31.3.4*	芸術監督が不自由展実行委員会(相手方不明)と打ち合わせを行い、名称が「表現の不自由展」から「表現の不自由展・その後」となる。			
H31.3.18*	芸術監督が不自由展実行委員会の5名と初めて打合せを行う。(その後、数回ミーティング)			
H31.3.27	あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議開催。 プレスリリース資料配布。 「表現の不自由展」は、日本における「言論と表現の自由」が脅かされているのではないかという強い危機意識から、組織的検閲や忖度によって表現の機会を奪われてしまった作品を集め、2015年に開催された展覧会。「慰安婦」問題、天皇と戦争、植民地支配、憲法9条、政権批判など、近年公共の文化施設で「タブー」とされがちなテーマの作品が、当時いかにして「排除」されたのか、実際に展示不許可になった理由とともに展示した。今回は、「表現の不自由展」で扱った作品の「その後」に加え、2015年以降、新たに公立美術館などで展示不許可になった作品を、同様に不許可になった理由とともに展示する。			

日付 (*愛知県の 検証委員会 資料より)	主な出来事	平和 の少 女像	時代 の 肖像	遠近 を抱 えて Part II
H31.4.4*	芸術監督から、事務局学芸担当者に「表現の不自由展・その後」の <u>出品候補作品リスト</u> が共有される。			
H31.4.11*	芸術監督から、キュレーターチームに「表現の不自由展・その後」の <u>出品候補作品リスト</u> が共有される。 キュレーター会議において、 <u>大浦氏の作品及び「平和の少女像」の展示について共有する。</u>	○		
H31.4.18*	芸術監督が <u>運営会議委員(県民文化局長)に対して不自由展に《平和の少女像》の実物が出品予定であることを報告する。</u>	○		
R1.5.8*	大浦信行氏が新作の映像作品を作っており、それも出品したいとの意向が伝えられる。			○
R1.5.21*	不自由展実行委員会の小倉利丸氏が、新作映像は「検閲」というコンセプトに合わないとの意見を大浦氏に伝えたところ、大浦氏はコンセプトへの疑念からいったん出品の辞退を申し出る。			○
R1.5.24*	芸術監督が大浦氏の新作映像作品の DVD を受け取る。			○
R1.5.27*	芸術監督、不自由展実行委員会、大浦氏でミーティングを行い、映像作品の出品を合意する。			○
R1.6.4*	不自由展実行委員会、芸術監督、アシスタントキュレーターの打合せにおいて、 <u>展示プラン、作品リスト、予算案が決定する。</u>			
R1.6.12*	トリエンナーレ実行委員会事務局から「表現の不自由展・その後」 <u>全体の展示案を会長(知事)へ提示する。</u>			
R1.6.12* (検証ポイント25)	テスト映写用 DVD が愛知県美術館学芸員に、さらに実写用映像がオンラインで送られ、7月末に会場の機材に設置され、内覧会で公開された。しかし、事務局及び会長は、この間、この新作の存在を全く知らされていなかった。			○

日付 (*愛知県の 検証委員会 資料より)	主な出来事	平和 の少 女像	時代 の 肖像	遠近 を抱 えて Part II
R1.6.20*	会長(知事)が芸術監督と面談し「少女像は何かとかならないのか、やめてくれないか」、「少女像は、実物ではなくパネルにならないのか」「写真撮影は禁止にできないか」と懸念を伝える。	○		
R1.6月 半ば~*	不自由展実行委員会とアシスタントキュレーターでキャプションパネルテキストの執筆及びその翻訳について調整を行う。なお、この際、大浦氏の新作映像作品の情報はなかった。			○
R1.7.8*	会長(知事)が事務局から、津田監督と不自由展実行委員会側との協議の結果の報告を受ける。【内容】少女像の展示をするという強い意向であること、展示と写真撮影はセットであること。	○		
R1.7.11*	会長(知事)が事務局に対し、少女像の展示の中止及び写真・SNS写真投稿禁止を再度協議するよう指示する。	○		
R1.7.12*	会長(知事)が事務局から、津田監督と不自由展実行委員会側との協議の結果の報告を受ける。【内容】不自由展実行委員会の決意は固く、少女像と写真撮影はセットで、不可なら不自由展全体を取りやめること	○		
R1.7.17*	芸術監督が、SNS写真投稿禁止について不自由展実行委員会に伝える。	○		
R1.7.19*	写真撮影の禁止はできないが、SNS写真投稿禁止は3者連名で掲示することで合意する。	○		
R1.7.22	事務局から名古屋市へ「表現の不自由展・その後」の出展作品リストが提供される。	○	○	